

緊急事態宣言下における対象地域での各種健診等の実施について

厚生労働省の通知では、緊急事態宣言下における各種健診等の取り扱いについて下記の通りとなっています。なお、昨年4月に発表された緊急事態宣言の際と同じ通知となっています。

【1】健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等の実施について

- ◆集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間、原則として実施を延期すること。
- ◆個別で実施するものは、各自治体において、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- ◆延期等により各種健診・保健指導等を受診できない者には、別に機会を設けること。

【2】特定健康診査・特定保健指導および高齢者健康診査並びに保険者が行う保健事業の実施について

- ◆集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。ただし、対象者の疾病の発見の遅れや症状の悪化につながる可能性があること等を踏まえ、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、各種健診等を実施する際の感染拡大防止等（通知文4頁目）に特に留意の上、緊急事態宣言の期間において特定健康診査等を実施しても差し支えないこと。
- ◆個別で実施するものについては、実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- ◆延期等により、特定健康診査等を受診できない者には、別に機会を設けること。
- ◆昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

【3】母子保健法に基づく健康診査等の実施について

- ◆緊急事態宣言の期間において、原則として集団での実施を延期すること。ただし、延期等の措置の間も、必要に応じて電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。
- ◆個別で実施する健康診査、保健指導等については、実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- ◆母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、各種健診等を実施する際の感染拡大防止等の項目（通知文4頁）を参照すること。

この他にも、安衛法等に基づく健康診断の実施について、各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施についての取り扱いに関する説明があります。

※詳細は、日歯 HP→歯科医師のみなさま→新型コロナウイルス感染症について→健診等保健関係→新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について〈1/13〉の5頁をご参照ください。



日歯 HP
歯科医師向け

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸
本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください